



安全な作業環境実現に向け付加時間5分を求める

申5号新潟駅手歯止め作業における適正な労働時間を求める申し入れ

1.新潟統括センター新潟乗務室B1236行路の169M新潟駅留置手配において、隣接列車の発車待ち時間5分を付加時分として付与すること。
回答. 必要な労働時間は確保しているところである。

申5号団体交渉にて作業待ち時間一律5分付加を求めましたが、会社との認識は一致しませんでした。しかし、決められた手順で作業が行われず危険な状況で作業する問題性は認識を一致させ、今後危険な状況下で作業させないことを労使で確認しました。

安全に作業するため隣接列車の発車を待った場合に作業報告書を提出して対応することを確認しました。しかし、新潟乗務室運転士に対して新潟駅場面での点呼時間が周知されておらず、点呼時間に間に合っているのか分からぬいため、作業札等に記載することを求めました。交渉終了後点呼時間記載を実現しました。交渉を通じて労働環境改善を実現した成果と言えます。

申5号団体交渉確認事項

- ・隣接列車発車待ちをした場合は作業報告書を提出する。
- ・手歯止め作業により隣接列車の発車を遅らせても事象とはならない。
- ・危険につながる作業をしてまで間に合わせる必要はない。
- ・乗務員に作業が時間内に終了するか判断させるのは適切ではない。
- ・新潟乗務室管理者に「付加時分5分付与」「作業時間の基準を示すこと」を求めた時に支社の回答として説明した内容は、支社として回答していない。